

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
1		自殺対策計画審議会、自殺対策庁内推進委員会、自殺対策庁内担当者会議を開催します。	通年	自殺対策計画審議会を年4回実施します。自殺対策庁内推進委員会及び自殺対策庁内担当者会議は、推進状況を踏まえ、適時実施します。坂戸市のちを支える自殺対策計画の進捗管理及び次期計画を策定します。	各委員	市民健康センター	
2	基本施策1 地域における連携とネットワークの強化	民生委員・児童委員の活動を通じて本市の自殺の現状や取組について報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	通年	左記内容のとおり	民生委員 児童委員	福祉総務課	
3		坂戸市見守りネットワークにおいて、本市の自殺対策の現状や取組を報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	通年	左記内容のとおり	全ての市民	高齢者福祉課	
4		障害者地域総合支援協議会において、本市の自殺対策の現状や取組を説明し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	8月又は2月	坂戸市障害者総合支援協議会において、地域の実状を把握し、体制の整備について協議を行います。	委員	障害者福祉課	
5		市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	10月	市職員を対象に実施します。	市職員	市民健康センター	
6	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 ①様々な職種を対象とする研修	社会福祉協議会の職員や協力者等に対するゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	通年	社会福祉協議会の理事会及び評議員会並びに各種委員会等において、リーフレット等の配布をします。	市民50名	坂戸市社会福祉協議会	
7		市民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	通年	出前講座を実施します。また、運動や栄養の講座においても、ゲートキーパーについて内容を取り入れます。	市民	市民健康センター	
8	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 ②一般市民を対象とする研修	身体障害者相談員、知的障害者相談員等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	随時	身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者等相談支援センター等に対し、ゲートキーパー養成講座の情報を提供し、受講を勧めます。	各相談員 各センター職員	障害者福祉課	
9		社会福祉協議会が行う各種事業に際し、ゲートキーパー養成講座や自殺対策に関する情報提供を行います。	通年	社会福祉協議会が行う各種事業の際に、リーフレットの配布等による情報提供をします。	市民	坂戸市社会福祉協議会	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
10		メンタルチェックシステム「こころの体温計」を様々な機会に周知し、うつ病の早期発見を促すとともに相談窓口の啓発を行います。	通年	「こころの体温計」のリーフレットを成人集団検診、乳幼児健診、教室等の事業で配布します。また、公民館、出張所、児童センター、老人福祉センター、福祉センター、中央図書館、市民総合運動公園、文化施設オルモ、文化会館ふれあ、シルバー人材センター、健康増進施設、高齢者福祉課、障害者福祉課に配布を依頼します。	市民	市民健康センター	
11		ゲートキーパーに関するパンフレットを作成し、市民一人ひとりが、ゲートキーパーとしての役割を果たせるよう、普及啓発を行います。	通年	出前講座や講演会、イベント等で配布します。	市民	市民健康センター	
12		くらし展（消費生活展）等のイベントに際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	イベントごとに異なる	左記内容のとおり	市内・外問わず くらし展は500部	市民生活課	
13		市民相談の案内一覧を作成し、様々な悩み事に関する相談窓口の周知を図ります。	通年	左記内容のとおり	市内・外問わず	市民生活課	
14		市民便利帳を発行し、市での手続きや、暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	不定期	市民便利帳の発行が通年から不定期に変更となったため、令和5年度は発行しません。	市民	広報広聴課	
15	基本施策3 市民への啓発と周知 ①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知	東日本大震災等で被災し、坂戸市へ被災されている方に対して、行政等の各種支援に関する情報提供を行います。	年6回	「福玉だよ」や、埼玉県からの情報提供に関するチラシ等を郵送します。	避難者23名 (11世帯)	防災安全課	
16		人権・同和問題の解決に向けての人権意識を高めるため、啓発冊子を配布し、市民への相談窓口等の周知を図ります。	通年	啓発資料「こころのふれあい」、啓発用ポケットティッシュを作成、配布します。（相談窓口、電話番号を記載）	市民	人権推進課	
17		女性のための心の栄養補給講座において、こころの健康に関するリーフレットを配布します。	5月	女性のための心の栄養補給講座開催時において、出席者へ「こころの体温計」及び「ゲートキーパーになりましょう」のリーフレットを配布します。	市民（10名）	人権推進課	
18		生活困窮者自立支援事業についてのリーフレットを作成し、生活の困りごとについての相談窓口を周知します。	通年	左記内容のとおり	市民	福祉総務課	
19		福祉に関する総合相談窓口を設置し、担当職員が相談者へ助言を行うとともに、相談内容に応じて関係各課へつなぎます。	通年	左記内容のとおり	市民	福祉総務課	
20		子育てに関する支援情報をまとめた子育てガイドブックを作成し、心配事等の相談窓口の情報を周知します。	通年	左記内容のとおり	子育て家庭	こども支援課	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
21		子育て講演会を実施し、こころの健康に関するリーフレットを配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	12月	左記内容のとおり	子育て家庭	保育課	
22		高齢者福祉ガイド、エンディングノート、認知症ガイドブックを作成し、相談機関等の周知を図ります。	随時	高齢者の在宅福祉事業等の福祉保健サービスを掲載した冊子を作成・配布します。	市民	高齢者福祉課	
23		障害者等のてびきに、障害者やその家族に対して、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、対象者に配布します。	通年	左記内容のとおり	市民	障害者福祉課	
24		福祉であいの広場等のイベント開催に際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	随時	左記内容のとおり	来場者	障害者福祉課	
25		企業向けの人権研修会等において、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	2月	市内企業の経営者や管理者等を対象とした研修会においてこころの健康に関するリーフレット等を配布します。	50名	商工労政課	
26	基本施策3市民への啓発と周知 ①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知	全児童・生徒にいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。	3月	県教育局や市が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード及びリーフレットを配布します。	全児童生徒	学校教育課	
27		子どもに関するいろいろな悩みについての相談先を掲載したリーフレットを作成し、周知します。	4月	左記内容のとおり	小中学校1年生	教育センター	
28		坂戸市人権教育推進協議会、青少年育成坂戸市民会議において、相談先情報を掲載したこころの健康に関するリーフレット等を配布します。	坂戸市人権教育推進協議会R5.6 青少年育成坂戸市民会議総会R5.5.11	坂戸市人権教育推進協議会の研修会や青少年育成坂戸市民会議開催時において出席者へこころの体温計リーフレットを配布します。	市民	社会教育課	
29		社会福祉協議会が作成する情報誌の紙面を活用し、生活の悩みの相談等の窓口情報を周知します。	年3回	「はんどtoはんど」等を活用し、住民への周知を行います。	市民	坂戸市社会福祉協議会	
30		商工会の会合や会員向け広報誌において、自殺対策に関するリーフレット、勤務問題及びこころの健康に関する相談窓口についての情報提供を行います。	年1回	商工会会員向けの広報誌である商工会報において、自殺対策に関するリーフレット等情報提供を行います。	1,600件	坂戸市商工会	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
31		精神保健や自殺対策に関する講演会を実施し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	年1回	坂戸保健所や管内市町と共催で講演会を実施します。	市民	市民健康センター	
32	基本施策3 市民への啓発と周知 ②市民向け講演会、イベント等の開催	鉄道事業者と協働して、市内各駅において、事故防止の啓発物品や「こころの体温計」のチラシを配布します。	年1～2回	坂戸駅、北坂戸駅、若葉駅において、啓発品や「こころの体温計」のチラシを配布します。	市民	市民健康センター	
33		図書館のテーマ展示の際に、こころの健康づくり(自殺予防)について取り上げます。	令和5年2月23日～ 3月29日	こころの悩み事の大半は人間関係によるものが多く、一人で思い悩んでしまう方々に参考となる本を自殺対策強化月間にあわせて展示をします。	利用者	図書館	
34	基本施策3 市民への啓発と周知 ③メディアを活用した啓発活動	自殺予防週間週間(9月10～16日)、アルコール関連問題普及啓発週間(11月10～16日)、自殺対策強化月間(3月)について、広報やホームページに掲載し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	9月 11月 3月	自殺予防週間(9月10～16日)、アルコール関連問題普及啓発週間(11月10～16日)、自殺対策強化月間(3月)において、多くの市民に自殺対策に啓発を図るため、広報さかどで周知していきます。	市民	市民健康センター	
35		広報さかど、市ホームページ、SNSを通じて、市での手続きや暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	通年	広報さかど、市ホームページ、SNSを通じて、市での手続きや暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	市民	広報広聴課	
36		坂戸市区長会全体研修会等において、坂戸市の自殺対策の現状や取組を説明し、地域の見守り体制の推進に努めます。	検討中	坂戸市区長会全体研修会において、自殺対策計画の周知を図り、こころの体温計リーフレットを配布します。	区・自治会長	市民生活課	
37	基本施策3 市民への啓発と周知 ④地域や学校と連携した情報の発信	児童の通学時の交通安全指導を行っている交通指導員の研修会等において、本市の自殺の現状や取組及び相談窓口等の情報提供を行います。	12月	交通指導員研修会でこころの体温計リーフレット等を配布します。	交通指導員	交通対策課	
38		要保護児童対策地域協議会において本市の自殺の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	通年	左記内容のとおり	市民	こども支援課	
39		坂戸市いじめ問題対策連絡協議会においていじめ対策の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	年2回	左記内容のとおり	学校、警察、児童民生委員、児童相談所、地方法務局、保健所、人権擁護委員	学校教育課	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
40		精神科医師による相談を実施することにより、相談者の抱える不安や負担を軽減するとともに、うつ病等精神疾患の早期発見、早期治療に努めます。	年4回	精神科医師による相談を実施し、必要時間関係機関と連携し、支援や治療へつなげていきます。	市民	市民健康センター	
41		精神障害者家族対象の学習会を実施し、家族への支援を行います。	年2回	精神障害者家族対象の学習会を実施。講師による勉強会や家族間の情報共有を行います。	市民	市民健康センター	
42		保健師による相談やグループ活動を通じて、精神障害を持つ方や家族への支援を行います。	通年	精神障害を持つ方や家族からの電話・訪問・来所相談を通じて、支援を行います。	市民	市民健康センター	
43		障害者自立支援給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	通年	左記内容のとおり	支援が必要な障害者	障害者福祉課	
44		療育を必要とする障害児の給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	通年	左記内容のとおり	支援が必要な障害者	障害者福祉課	
45		障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。	通年	左記内容のとおり	支援が必要な障害者	障害者福祉課	
46		重度心身障害者手当等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	通年	左記内容のとおり	支援が必要な障害者	障害者福祉課	
47		就労支援センターにおいて、対象者の状況把握に努め、仕事以外の問題に対し必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	通年	左記内容のとおり	支援が必要な障害者	障害者福祉課	
	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援						
48		障害者等の虐待に関する通報や相談を受け、対象者の状況把握に努め、必要に応じて関係機関へつなぎます。	随時	見守りネットワーク登録団体に呼びかけ、異変に気付いた時の体制を構築します。また、夜間休日の虐待通報に関しては、埼玉県内共通虐待通報ダイヤルを設置し、24時間365日虐待通報を受けられる体制を整備します。 (障害者福祉課) 虐待の早期発見・早期対応をするため、関係機関と連携を図ります。また、夜間休日の虐待相談については、埼玉県が設置している虐待通報ダイヤルの周知を図ります。(高齢者福祉課)	市民	障害者福祉課 高齢者福祉課	
49		妊産婦等の状況を把握し、支援計画の作成等を行うとともに、産後ケア事業や産前産後サポート事業により、妊娠から子育て期の切れ目のない支援を継続します。	産後ケア 出産後1年以内で 最大7回利用可	母子手帳交付時に面接をし、妊娠から支援を行います。育児不安等を抱えている産婦に対しては産後ケア事業を提案し、他機関と連携を取りながらサポートしていきます。ケアを必要としている産婦へサービスが届くよう周知に力を入れ、延べ利用回数の目標を100回とします。	妊産婦	市民健康センター	
50		母子健康手帳の交付や発達相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	通年	母子手帳交付時に行う面接を通じて、妊娠から支援を行います。また、子どもの発達発達について不安を感じている保護者の相談を受け、必要時は親子教室やすすく発達相談等につなげ継続的な支援を行います。すすく発達相談来所延人数99人、にこにこ親子相談来所延人数20人とします。	妊婦 乳幼児とその保護者 等	市民健康センター	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内 容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
51		不妊治療の経済的負担を軽減するために、埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定を受けてた夫婦と医療保険が適用されている特定不妊治療を受けてた夫婦に対して治療費の一部を助成します。 早期不妊検査、不育症検査を受けた夫婦に対し、検査費用の一部を助成します。	通年	埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定を受けてた夫婦と医療保険が適用されている特定不妊治療を受けてた夫婦に自己負担金の1/2を10万円を限度に1年度あたり1回、通算5か年助成します。 早期不妊検査、不育症検査を受けた夫婦に対し、検査費用の一部を夫婦1組につき1回限り、2万円を限度に助成します。また、検査開始時の妻の年齢が35歳未満の夫婦に対してのみ、3万円を限度に助成します。	助成対象となる治療・検査を受けた夫婦	市民健康センター	
52		入院医療を必要とする未熟児に対して、経済的な負担を軽減するため、その養育に必要な医療費を給付します。	通年	入院医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費を給付します。	入院治療を必要とする未熟児	市民健康センター	
53		母子保健推進員等が、産後うつ病の早期発見を目的とし、産婦訪問時にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施します。また、赤ちゃん訪問や乳幼児健診の未受診者訪問により、家庭状況等の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	通年	4か月未満の赤ちゃんのいる家庭をすべて訪問し、EPDSを実施しながら育児不安やサポート状況を確認し切れ目のない支援を行います。 未受診者へも訪問を実施し、発育発達等の相談を通じて、支援を行います。	産婦、乳児、乳幼児健診の未受診者	市民健康センター	
54	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	乳幼児健診、相談等において、保護者の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	乳幼児健診月2回 10か月児健康相談 会月1回 乳幼児健康相談会 年6回（奇数月）	乳幼児健診は3か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施している。また、10か月児健康相談会や乳幼児相談を実施し、保護者等の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	乳幼児とその保護者等	市民健康センター	
55		パパママ教室や離乳食教室等で、妊娠や育児不安等の問題の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	パパママ講座年9回 (5.6.7.8.9.11.12.R6.1.2月) 離乳食講習会年6回 (4.6.8.10.12.R6.2月)	妊産婦やその家族に対し、教室を実施し、個別相談等を通じ出産や育児に不安のあるものに対し適切な支援を行います。	坂戸市在住の妊婦と夫、その家族	市民健康センター	
56		発育発達に遅れのある乳幼児や育児不安を持つ保護者等、支援が必要な親子に対し教室を行い、乳幼児の発達を促します。	月2回実施	発育発達に遅れのある児に対し、小集団の中で刺激を与えることで児の精神発達及び運動発達を促すと共に、個別指導により親がその児にあわせた日常生活でのかわり方を学び、親子関係の大切さを感じながら楽しく子育てができるよう支援します。参加延べ人数510人、実施回数24回とします。	当該年度4月1日時点で2歳未満児の幼児と保護者	市民健康センター	
57		家庭児童相談において、養育に関連して発生する様々な児童問題の解決を図るため、対象者の状況把握に努め、家庭児童の福祉に関して適切な支援を行います。	通年	左記内容のとおり	市民	こども支援課	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
58		子育て支援拠点施設において、地域の子ども・子育て支援に関する相談を通じ、対象者の状況把握に努め、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図ります。	通年	左記内容のとおり	乳幼児親子	こども支援課	
59		養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境の改善を図るための支援を実施します。	通年	左記内容のとおり	子育て家族	こども支援課	
60		保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設で一定期間（原則7日以内）の養育・保護を行います。	通年	左記内容のとおり	2歳以上の児童とその保護者	こども支援課	
61	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	言葉の遅れ等が見られる児童とその保護者を対象にグループ指導教室を実施し、保護者の悩みに対し支援を行うとともに、適切な支援を行います。	通年	左記内容のとおり	当該年度4月1日時点で2歳以上の幼児から小学生までの児童と保護者	こども支援課	
62		ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての相互援助活動を行い、保護者の育児支援を推進します。	通年	左記内容のとおり	小学6年生までの児童を持つ保護者	こども支援課	
63		児童扶養手当の申請やひとり親家庭等医療費支給申請等において、対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関につなぎます。	通年	左記内容のとおり	婚姻を解消した等の児童を監護する父母	こども支援課	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
64		母子家庭や父子家庭の生活や就労の相談に応じ、必要な場合は、日常生活に支障があるひとり親家庭等に支援員を派遣します。	通年	左記内容のとおり	婚姻を解消した等の児童を監護する父母	こども支援課	
65		子育て支援センターにおいて子育て相談を実施し、必要に応じて適切な機関へつなぎます。	通年	左記内容のとおり	子育て家庭	保育課	
66		プライバシー、障害者、同和問題、家庭・近隣のトラブル等について人権相談を実施します。	月1回	主に毎月第2月曜日に人権擁護委員による人権相談を実施します。	市民	人権推進課	
67	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	女性としての悩み、夫や恋人からの暴力、LGBTQ等について、専門のカウンセラーによる相談を実施します。	月2回	主に毎月第1・3月曜日に専門カウンセラーによる女性相談を実施します。	市民	人権推進課	
68		消費者トラブル、多重債務、相続等日常生活に関わる相談を実施し、相談内容に応じて必要な関係機関の紹介を行います。	毎週月曜日から金曜日まで	左記内容のとおり	市内・外問わず	市民生活課	
69		犯罪被害に遭われた方やその家族等からの相談の受付を行い、該当する支援や関係機関につなぎます。	通年	左記内容のとおり	市民	防災安全課	
70		騒音、振動、悪臭等の公害や他人のペットに関する困りごとの相談を受けるとともに、必要に応じて適切な関係機関へつなぎます。	通年	左記内容のとおり	市民	環境政策課	
71		商工会会員の経営上の様々な課題に対して相談に応じ、経営者の状況に対し助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	通年	毎月第3水曜日によろず支援拠点による相談会を開催。経営指導員による巡回指導等を行うことで必要な助言と適切な窓口に繋いでいます。	市内企業 経営者	坂戸市商工会	
72	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ②自殺未遂者への支援	自殺予防パンフレットを救急出動時等に対象者の家族等へ配布することで、自殺防止に努めます。	通年	左記内容のとおり	市民	坂戸・鶴ヶ島消防 組合消防本部 警防課	
73	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ③遺された人への支援	遺族の方への支援として、個別相談の機会の提供を行うほか、相談窓口や自助グループ等の周知を行います。	通年	ホームページで相談窓口や家族のつどい等の周知を行います。	市民	市民健康センター	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
74		運転免許証を返納された方に、市民バスの特別乗車証や回数券を発行し、出掛けやすい環境づくりを支援します。	通年	左記内容のとおり	市民	交通対策課	
75		北坂戸団地におけるにぎわい再生の拠点として、市内大学と連携し、にぎわいサロンの運営を補助することを通じて、地域の活性化を目指します。	通年	北坂戸にぎわいサロンにこころの体温計リーフレットを設置します。	市民	政策企画課	
76		児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。	通年	左記内容のとおり	18才までの 児童及びその保護者	こども支援課(児童センター)	
77		乳幼児と保護者を対象に、つどいの広場や赤ちゃんサロン等を児童センターで開催し、保護者同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談等を行います。	通年	左記内容のとおり	乳幼児親子	こども支援課	
78	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ④地域における居場所づくりの推進	乳幼児を対象にあそぼう会を実施し、親子の触れ合いを支援する場を提供します。また、親子が集う自主サークルの活動支援に努めます。	通年	左記内容のとおり	子育て家庭	保育課	
79		障害者に対し、創作的活動や生産活動など社会との交流の機会の提供に努めます。	通年	地域活動支援センター事業を実施し、障害者が社会と交流する機会を提供します。	支援が必要な障害者	障害者福祉課	
80		放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます。	令和5年度は 実施予定なし	実施予定なし		社会教育課	
81		各公民館、入西地域交流センターで様々な講座を開催するとともに、講座終了後も自主的な活動が続けられるように支援することで市民の学習の推進と社会参加を促進します。	通年	各公民館・地域交流センターで通年9～15事業、延べ98事業を実施する。	市民・市内在勤者	公民館 地域交流センター	
82		身近な集会所・公民館等を拠点に高齢者・障害者・子育て中の親と子等が気軽に集まり地域の仲間づくり、生きがいがつくりができるサロン活動を支援します。	通年	助成金の交付、用具の貸出し等によりふれあい・いきいきサロン事業を推進し、地域の仲間づくり、生きがいがつくりを支援します。	サロン 約30団体	坂戸市社会 福祉協議会	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画 【基本施策】

No.	基本施策	内容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
83	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ⑤支援者への支援	市民からの相談に応じる職員の健康維持を目的に、メンタルヘルス対策を実施します。	【ストレスチェックテスト】 7月、1回 【相談窓口】 令和5年4月1日から令和6年3月31日	【ストレスチェックテスト】 ストレスチェックテストの実施。結果の返却、高ストレス者へ産業医面談の勧奨、アフターフォロー用セルフケア動画の配信 【相談窓口】 相談窓口の開設。庁内LANで相談窓口について随時周知。	坂戸市職員約700名（再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、一部事務組合等への出向職員を含む。）	職員課	
84		送迎サービスや日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の介護負担の軽減及び就労支援を図ります。	通年	左記内容のとおり	支援が必要な障害者	障害者福祉課	
85		坂戸市内小・中学校の職員にストレスチェックを実施します。	年1回	学校職員にストレスへの気づきやセルフケアを促し、精神疾患の発症を未然に防止します。	700人	学校教育課	
86	基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	いじめ防止や人権教育の観点から、いのちの授業（SOSの出し方教育）を教育課程に位置付けて実施します。	通年	左記内容のとおり	全児童生徒	学校教育課	

全86事業

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画【重点施策】

No.	重点施策	内 容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
1		交通安全母の会が実施する高齢者訪問活動を通じて、困りごとを抱える高齢者を必要な相談窓口につなげます。	通年	左記内容のとおり	市民	交通対策課	
2		緊急時通報システムや配食サービス等の在宅福祉サービスを提供し、高齢者等の在宅の支援を行います。	通年	緊急時、受信センターに通報することにより、救助及び援助活動を受けられる装置を設置するなど高齢者の在宅生活を支援します。	市民	高齢者福祉課	
3		高齢者の権利擁護に関する相談を通じて、生きづらさを感じる方の早期発見と支援に努めます。	随時	成年後見制度など権利擁護に関する相談を実施します。	市民	高齢者福祉課	
4		地域で介護予防に取り組む自主グループ活動の支援を行う中で、当事者や家族が抱える問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	通年	左記内容のとおり	65歳以上の市民及びその家族	高齢者福祉課	
5	重点施策1 高齢者への支援 ①高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の充実	地域包括支援センターが、高齢者と家族の悩み事や介護保険等についての相談を行う中で、本人や家族が抱える問題を察知し、支援や対策につなぎます。	通年	左記内容のとおり	市民	高齢者福祉課	
6		坂戸鶴ヶ島医師会や介護保険事業所等と連携して、在宅医療や介護が滞りなく実施され、一人ひとりの高齢者の実情にあったケアが行われる体制づくりを推進します。	通年	地域包括ケアシステム推進協議会を開催し、情報の共有化、課題抽出、対策等を協議します。また、坂戸鶴ヶ島医師会に委託し、在宅医療市民公開講座や電話相談を行い、市民への普及啓発等を推進します。	市民	高齢者福祉課	
7		介護家族等を対象に介護家族教室を開催し、介護に関する知識や技術の習得や相談機会の提供を通じて介護者の負担軽減を図ります。	年12回	教室を通して、介護者の負担軽減を図ります。	市民	高齢者福祉課	
8		要介護認定や介護給付に関する手続きの際、介護にまつわる諸問題についての相談の機会を通じて、介護者及び要介護者の不安や負担の軽減を図ります。	通年	適切なケアプランに基づく介護サービスの提供により、介護者及び被介護者の負担軽減を図ります。	要支援・要介護認定者及びその家族	高齢者福祉課	
9		養護老人ホーム等への措置入所手続きの中で、本人や家族等が抱える様々な問題を察知し、必要な支援につなぎます。	通年	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を老人福祉法に基づく施設等へ措置します。	65歳以上	高齢者福祉課	
10		介護予防サポーター養成講座を実施し、介護予防に携わる活動の担い手を増やします。	10月～11月全8回	左記内容のとおり	65歳以上の市民	高齢者福祉課	
11	重点施策1 高齢者への支援 ②高齢者支援に携わる人材の育成	介護サービス事業所従事者や、介護支援専門員の研修において、高齢者の自殺の現状やメンタルヘルス等に関する情報提供を行います。	7月下旬	市内の介護施設・事業所に勤務する職員の技術向上を図り、介護サービスの維持及び向上を目指すことにより、適切な介護サービスを提供し介護者及び被介護者の負担軽減を図ります。	市内介護サービス施設・事業者の従事者(約120名)	高齢者福祉課	
12		認知症サポーター養成講座を実施し、認知症についての正しい知識の啓発を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。	通年	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	市民	高齢者福祉課	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画【重点施策】

No.	重点施策	内 容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
13		特別乗車証をお持ちの70歳以上の方の市民バスの運賃を無料にすることにより、高齢者が出掛けやすい環境づくりを促進します。	通年	左記内容のとおり	市民	交通対策課	
14		おれんじカフェ事業を実施し、認知症の当事者やその家族、介護従事者など地域で認知症に関心のある方が気分転換や情報交換が出来る場を提供します。	通年	認知症当事者やその家族、介護従事者等、認知症に関心のある方が気軽に来られる場所としておれんじカフェを開催します。	市民	高齢者福祉課	
15	重点施策1 高齢者への支援 ③高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進	いきいき高齢者認定事業を通じて、生きがいを持ち、地域で長く健康に過ごすことの重要性についての啓発を図ります。	10月	生きがいを持ち、長く健康で生活してもらうことを目的として、市民の模範となる高齢者を認定する。	市民	高齢者福祉課	
16		地域で介護予防に取り組む自主グループを支援します。	通年	左記内容のとおり	65歳以上の市民及びその支援のための活動にかかわる市民	高齢者福祉課	
17		ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会等のイベント開催を通じて、高齢者の健康増進と社会参加を推進します。	ゲートボール大会10月6日 グラウンドゴルフ大会11月29日	左記内容のとおり	市民	高齢者福祉課	
18		高齢者大学を開催し、高齢者が活動を通して、生きがいのある毎日を過ごすことや地域における仲間づくりを支援します。	5月～令和6年3月まで各館年7～10回延べ76回	生活、歴史、健康、音楽など多岐にわたって生涯学習を実施します。	60歳以上 568名	公民館 交流センター	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画【重点施策】

No.	重点施策	内 容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
19		市営住宅の家賃納付相談を行う際、対象者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	随時	市営住宅の家賃滞納世帯への接触を図り、収入状況や滞納理由の把握に努めるとともに、福祉の窓口との連携を進めていきます。	市営住宅入居者	施設管理課	
20		税務相談に訪れる市民に対し、税理士による適切な助言を行います。	毎月第3木曜日	左記内容のとおり	市民	課税課	
21		生活保護受給者に対し、市税の減免措置を行います。	通年	左記内容のとおり	生活保護受給者	課税課	
22		納税相談に訪れた市民に対し、助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	通年	左記内容のとおり	市民	納税課	
23		国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付相談に訪れた方に対し、納税課・高齢者福祉課と連携し、助言を行うとともに必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	通年	左記内容のとおり	市民	健康保険課	
24		生活保護受給者が自立した生活が送れるように就労相談等を実施し、適切な支援を行います。	通年	左記内容のとおり	生活保護受給者	福祉総務課	
25	重点施策2 生活困窮者への支援 ①生活困窮者への「生きるための支援」の推進と連携の強化	高校や大学等の入学金等の貸付事業において、家庭状況を把握し、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	12月～1月の1回	翌年度に高等学校、大学等に入学を希望する方の保護者で、入学に要する費用の調達が困難な方に、費用の一部を無利子で貸付ける。	市民・10人	教育総務課	
26		経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。	4月(2回)・6月・8月・3月	新入児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、体育実技用具について、申請をもとに指定された金額もしくは指定された金額以内で支給します。	要・準要保護者1,087名 特別支援教育修学奨励費支給者109名	学校教育課	
27		水道料金の納付に関して相談があった場合、対象者の状況把握に努め、適切な相談窓口につなぎます。	通年	左記内容のとおり	市民	坂戸、鶴ヶ島水道 企業団給水課	
28		資金援助等の相談時に、相談者と対面し状況把握に努め、必要に応じて適切な機関につなぎ、問題解決を支援します。	通年	彩の国あんしんセーフティネット事業等により、生活困窮者への支援を行うとともに、福祉資金の貸付け等により、経済的自立と生活の安定を図ります。	市民	坂戸市社会 福祉協議会	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画【重点施策】

No.	重点施策	内 容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
29		生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	通年	左記内容のとおり	生活困窮者	福祉総務課	
30	重点施策2 生活困窮者への支援 ②生活困窮者自立支援事業との連動	離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者が安定した就職活動ができるように、有期で家賃相当額を支給します。	通年	左記内容のとおり	生活困窮者	福祉総務課	
31		生活困窮・生活保護世帯の子どもを対象に学習支援を行います。	原則週2回	左記内容のとおり	ひとり親家庭等の世帯 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学4年生～中学3年生	福祉総務課 こども支援課	
32		非自発的失業者等に対し、国民健康保険税の軽減措置を行います。	通年	左記内容のとおり	市民	健康保険課	
33	重点施策3 無職者・失業者への支援 ①失業者等に対する相談支援の機会の充実	失業者に対してハローワーク等と連携し、再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、失業に直面した際に生じる心の悩み相談などについては、関係課へつなぎます。	通年	川越公共職業安定所等と連携し、「坂戸市ふるさとハローワーク」を運営します。ふるさとハローワークでは求人情報の検索や就職支援ナビゲーターによる職業相談・紹介を行います。内職相談室では、内職に関する相談・斡旋を行います。また、それぞれの窓口へこころの体温計リーフレットを設置します。	市民	商工労政課	
34		若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	年2回	川越公共職業安定所等と連携し、若者の就業を促進するため、若者を対象とした面接会を開催します。	若者150人（おおむね40才程度まで）	商工労政課	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画【重点施策】

No.	重点施策	内 容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
35	重点施策3 無職者・失業者への支援 ②相談先の周知の推進	労働に関する各種相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、周知します。	通年	左記内容のとおり	市民	商工労政課	
36		全児童・生徒にいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。	3月	県教育局や市が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード及びリーフレットを配布します。	全児童・生徒・保護者	学校教育課	
37		未就学児・児童生徒に適した学習環境を提供するため関係機関と連携し、きめ細やかな相談活動を行います。	通年	児童生徒の状態に応じた支援等が行えるよう相談業務を実施します。	児童生徒・保護者	教育センター	
38	重点施策4 子ども・若者への支援 ①児童・生徒や家族に対する相談体制の充実	教育センターに設置されている適応指導教室において、不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。	通年	通級により社会生活への適応と学校復帰のための支援を行います。	不登校児童生徒	教育センター	
39		各中学校にさわやか相談員を配置し、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて支援します。	通年	左記内容のとおり	児童生徒・保護者等	教育センター	
40		学校生活・性格・行動・心や体・親子関係等子どもに関する悩みについての教育相談を実施します。	通年	教育センターに教育相談員3名、臨床心理士2名、スクールソーシャルワーカー2名を配置し面談・電話での相談に応じます。	児童生徒・保護者等	教育センター	
41	重点施策4 子ども・若者への支援 ②児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	いじめ防止や人権教育の観点から、いのちの授業（SOSの出し方教育）を教育課程に位置付けて実施します。	通年	左記内容のとおり	全児童生徒	学校教育課	

令和5年度 生きるための支援施策に関連する事業の事業計画【重点施策】

No.	重点施策	内 容	実施予定日 (時期・回数)	具体的な実施内容	対象者	担当課	備考
42		児童・生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「学び合い学習」を通じて集団への所属感を高め、お互い助け合うことから自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するとともに、教員の指導力向上に向けた研修会を実施します。	通年	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。「学び合い」のスーパーバイザーを講師とした教員研修会や授業研究会を実施します。	小中学校19校	教育センター	
43		児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に務めます。	通年	左記内容のとおり	18才までの児童及びその保護者	こども支援課（児童センター）	
44	重点施策4 子ども・若者への支援 ③児童・生徒の健全育成に資する各種取組を推進	放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます。	令和5年度は実施予定なし	実施予定なし		社会教育課	
45		非行防止街頭キャンペーン、子ども110番の家事業、青少年健全育成推進店などの取組により、青少年の健全育成に努めます。	通年	左記内容のとおり	市民	社会教育課	
46		児童・生徒のすこやかな成長に向けて大学教授等を講師として招き、教職員を対象にアンガーマネジメントや教師学についての研修会を行います。	R2. 8. 24	大阪市立大空小学校初代校長 木村康子氏を講師に迎え、すべての児童生徒の居場所をつくり、不登校児童生徒がいない学校づくりを目指した取り組みについて学びます。	小中学校教職員・さわやか相談員	教育センター	
47	重点施策4 子ども・若者への支援 ④児童・生徒を地域で支える関係者への研修の実施	児童・生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「学び合い学習」を通じて集団への所属感を高め、お互い助け合うことから自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するとともに、教員の指導力向上に向けた研修会を実施します。	通年	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。「学び合い」のスーパーバイザーを講師とした教員研修会や授業研究会を実施します。(No.42の再掲)	小中学校19校	教育センター	
48	重点施策4 子ども・若者への支援 ⑤若者向けの相談・支援の推進	若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	年2回	川越公共職業安定所等と連携し、若者の就業を促進するため、若者を対象とした面接会を開催します。(No.34の再掲)	若者150人（おおむね40才程度まで）	商工労政課	
49		成人式において、労働に関する相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布し周知します。	年1回	左記内容のとおり	新成人	商工労政課	

全49事業